

## インターネット通販トラブルにご注意を！

インターネットを利用して商品を購入する「インターネット通販」は、便利で気軽なため、多くの方が利用していますが、反面トラブルも多く発生しています。

特に最近では、海外通販に関する相談が急増しています。

### 事例 1

インターネット通販でブランド靴を購入したが、違うデザインの靴が中国から届いた。メールで商品の交換を依頼したが返答がない。

(20歳代 女性)

### 事例 2

ネット通販でムートンのブーツを注文した。指定口座に代金を振り込み、「24時間以内に発送します」と入金確認のメールが来たが、未だに商品は到着していない。会社概要には、会社の住所や電話番号は記載されておらず、メールアドレスのみであった。

催促のメールを出しても返事がない。(30歳代 女性)

### アドバイス

インターネット通販は、遠隔地取引であり、事業者の実体が分かりづらく、契約後連絡が取れない、商品が届かない、返品に応じてもらえない等のトラブルが多く発生しています。

また、サイトの表示は日本語であるが、実際には海外事業者の運営サイトであり、それに気づかずに利用し、トラブルになるケースもあります。

インターネット通販を利用する場合には、事業者の所在地や連絡先などの情報を事前に確認する必要があります。メールアドレスしか記載されていないサイトでの取引は危険です。

また、ブランド品が極端に値引きされている場合には、模造品の可能性があります。模造品の輸入は消費者が法律違反に問われる恐れもあるので注意しましょう。

困ったときは、お近くの消費生活相談窓口や消費者庁越境消費者センター等にご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります

H25. 10. 22 岐阜新聞

当選商法に関する相談件数  
(平成20～24年度)

